

一定面積以上の土地取引には

# 届出が必要です!

市街化区域

2,000㎡以上

市街化区域以外の  
都市計画区域

5,000㎡以上

都市計画区域外

10,000㎡以上

## 国土利用計画法に基づき…

- ▶ 届出期限は、契約締結日を含めて**2週間以内**です。
- ▶ 届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は政令市市長に対して行います。
- ▶ 届出がなされた土地について利用目的を審査した後、必要に応じて勧告または助言が行われます。
- ▶ **届出は義務**であり、届出を**しなかった場合は罰せられます**。

詳しくは土地の所在地の都道府県または政令市にお問い合わせ下さい。



国土交通省

詳細はコチラから

